

(別紙3)

## 運行管理業務の一元化の実施に係る適合確認・宣誓書

事業者名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_  
営業所名 \_\_\_\_\_

1. 運行管理業務の一元化の届出にあたり、下表のとおり、運行管理業務の一元化実施要領Ⅲ「機器・システム要件」の各項目に適合することを確認しました。

	要件	要件の適合方法
1.	<p>一元化する運行管理業務毎に必要な情報を電磁的方法で保存し、必要に応じて運行管理者が確認できるよう、集約営業所、被集約営業所で保存した情報の共有方法を明確にすること。</p> <p>(運行管理業務の一元化に必要な情報：全ての業務を集約する場合)</p> <p>①乗務員台帳 ②乗務割 ③運転基準図・運行指示書 ④点呼結果 ⑤事故の記録 ⑥乗務記録 ⑦デジタル式運行記録計等による位置情報の記録 ⑧指導監督の記録 ⑨労務管理 ⑩運転者の健康に関する記録 ⑪適性診断の結果</p> <p>電磁的方法とは、パソコン等にて作成されたデータのみならず、紙のデータをPDFでスキャンすることや、写真にするなどして保存することをいう。</p>	
2.	<p>車両の運行に係る運行管理業務を一元化する場合にあつては、被集約営業所の全ての車両に対して、随時車両の位置情報の把握ができる装置を備え、必要に応じて営業所間で共有できること。</p>	
3.	<p>点呼業務を集約する場合にあつては、遠隔点呼を行うこととし、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示に基づき点呼を実施すること。</p>	
4.	<p>運行中の運転者と随時連絡が取れる機器を備えること。</p>	
5.	<p>運転者に係る個人情報の保存、共有については、他人に推測されにくいパスワードを設定するなど、事業者ごとに定めた者以外が閲覧できないようにすること。</p>	
6.	<p>運行管理業務の一元化において使用する機器が故障した場合は、その内容や発生時間などを電磁的に記録すること。</p>	

2. 宣誓事項(次の項目に該当する場合は、□にチェック(✓)を記入)

運行管理業務の一元化実施要領Ⅳ「運用上の遵守事項」の記載事項を遵守します。